

始



萩市立萩魚市場要覽

特 251

367

226

368

6 7 8 9 10
18m 50m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
18m

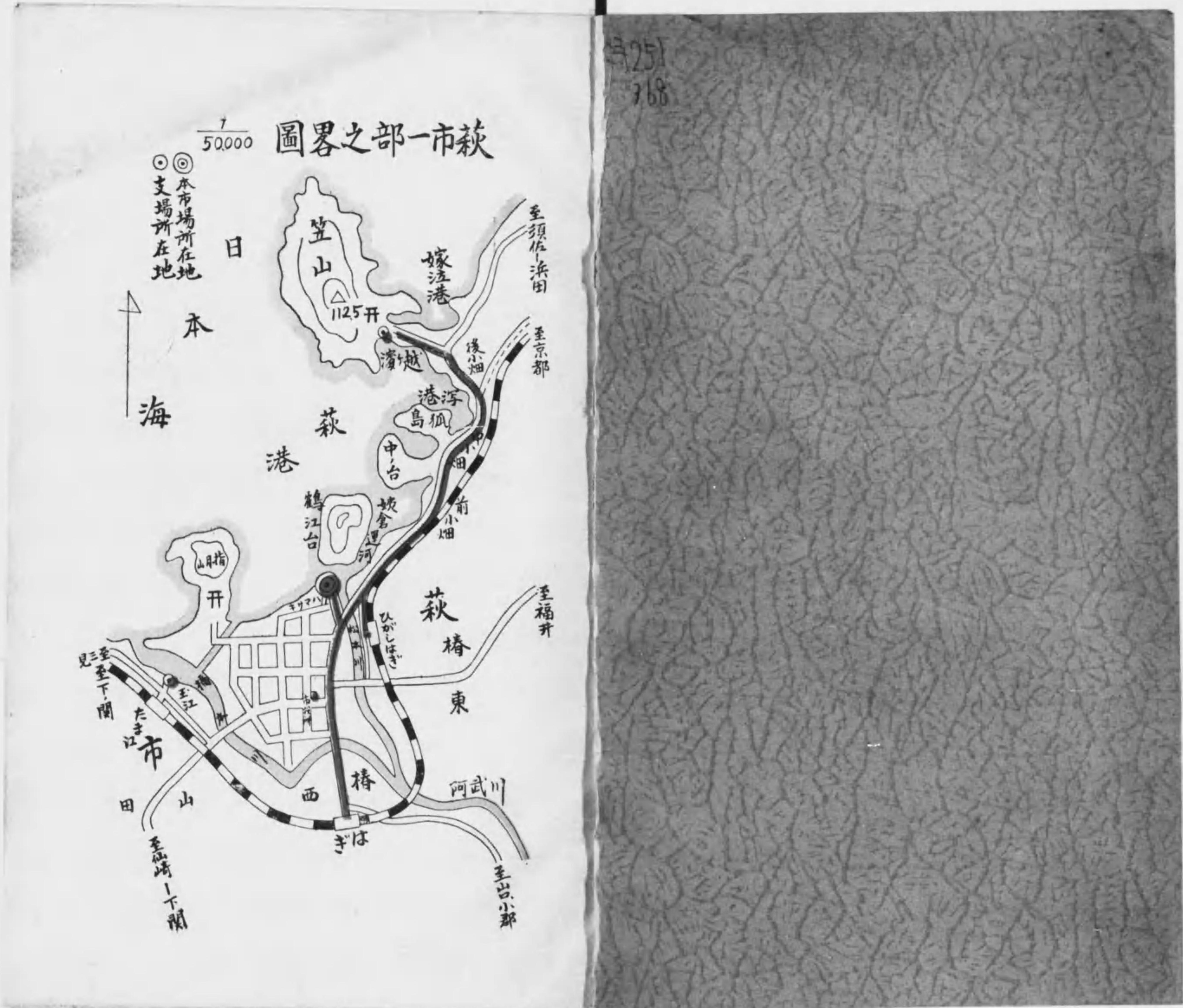
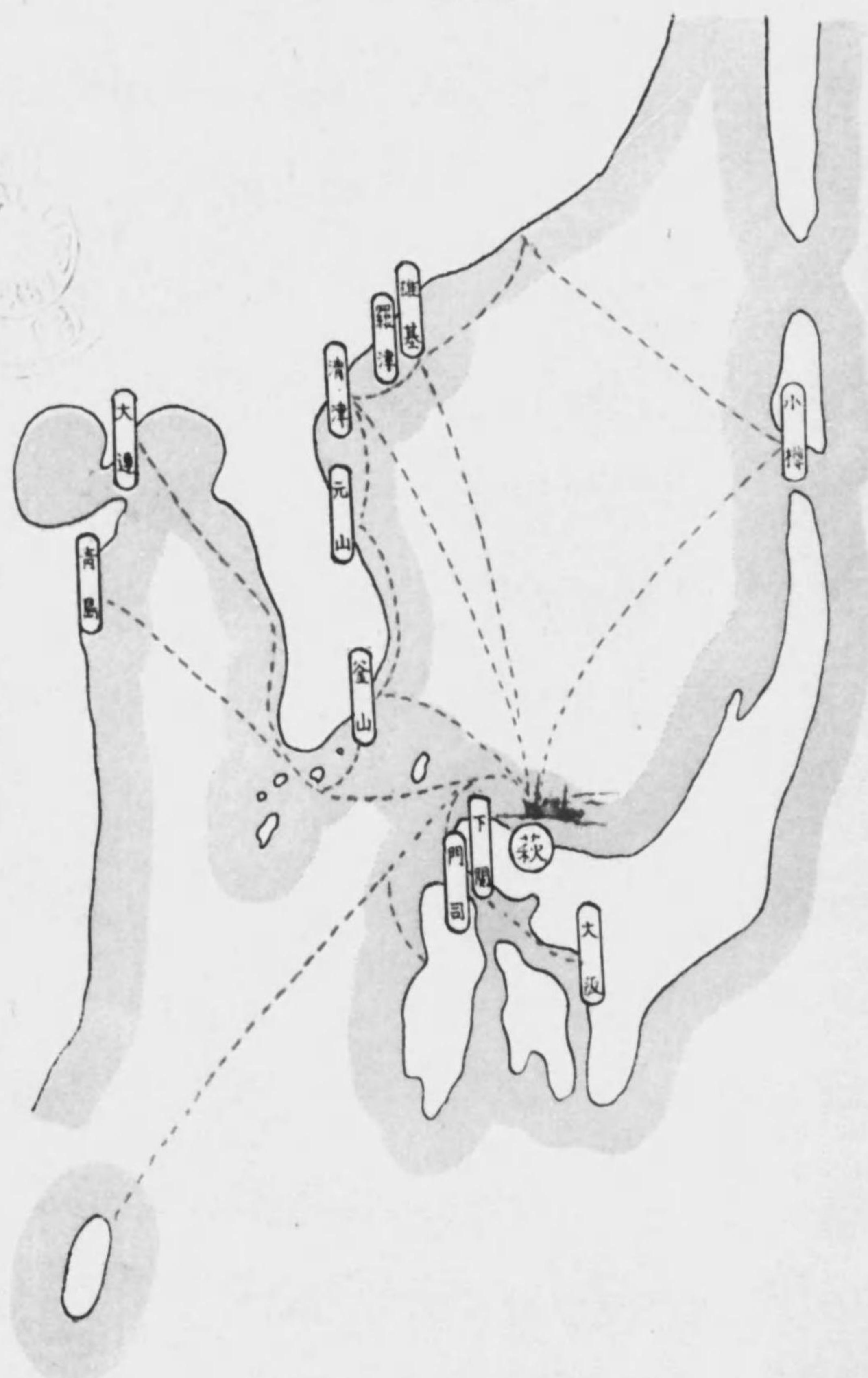
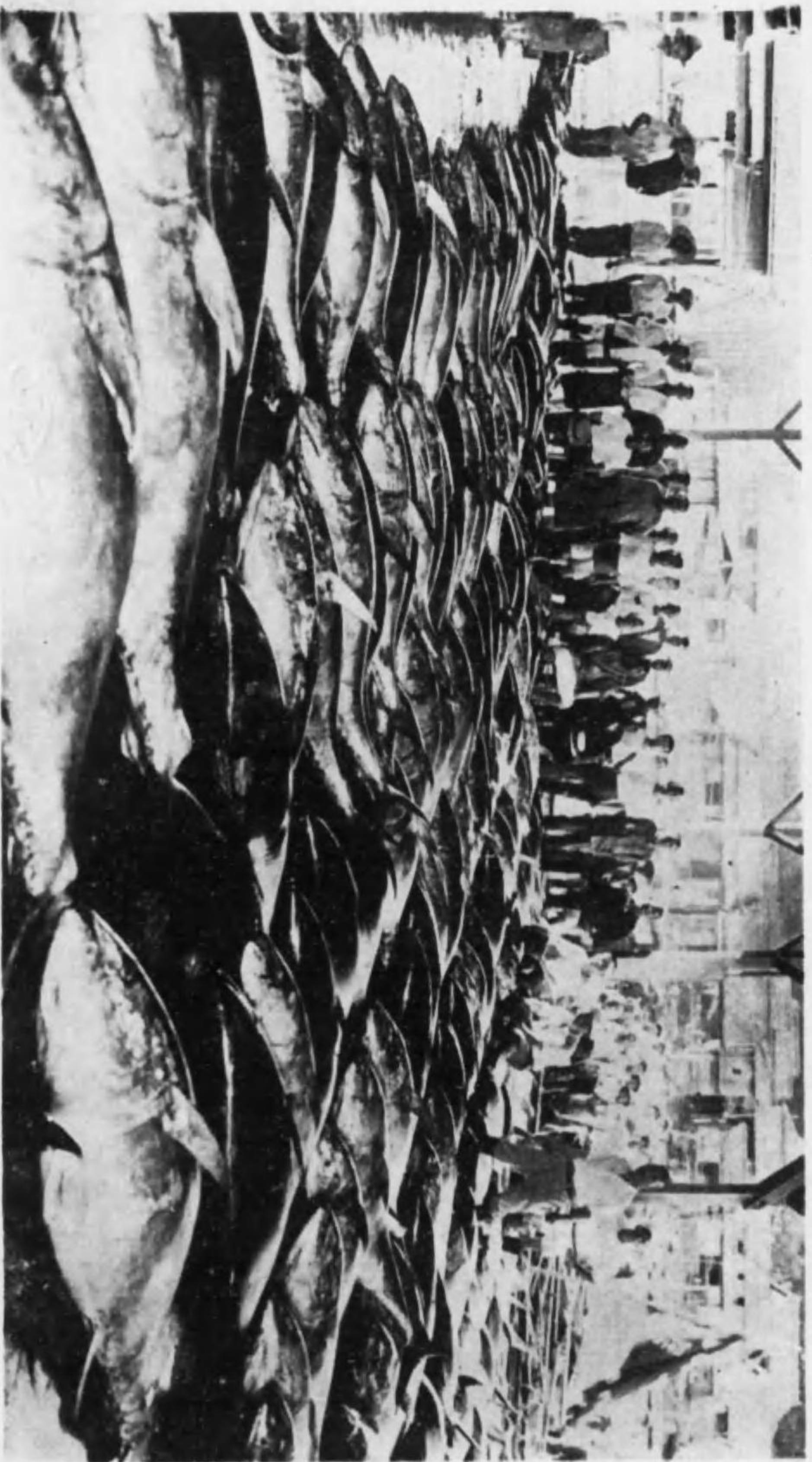


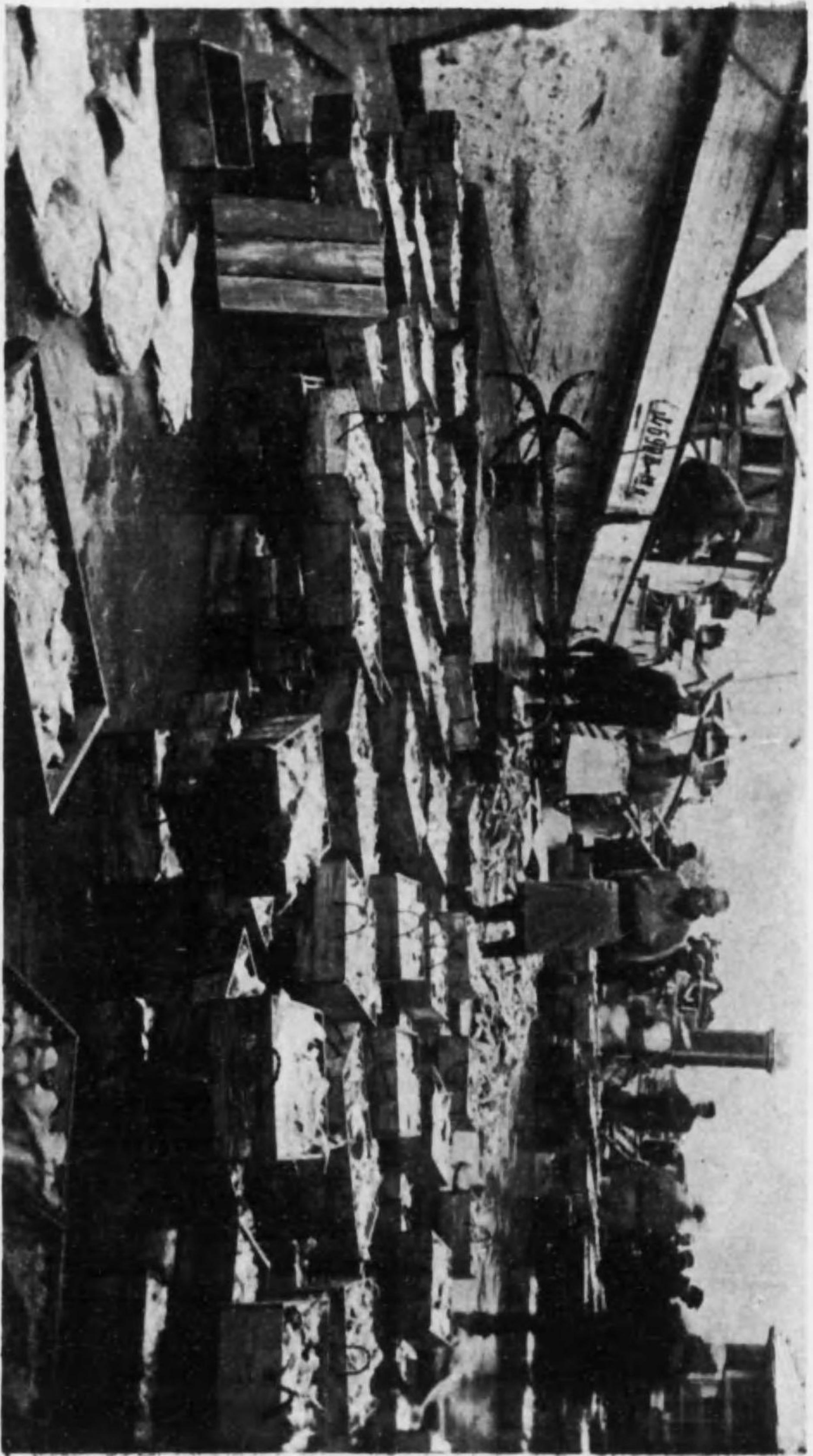
圖 絡 連 路 海 港 萩

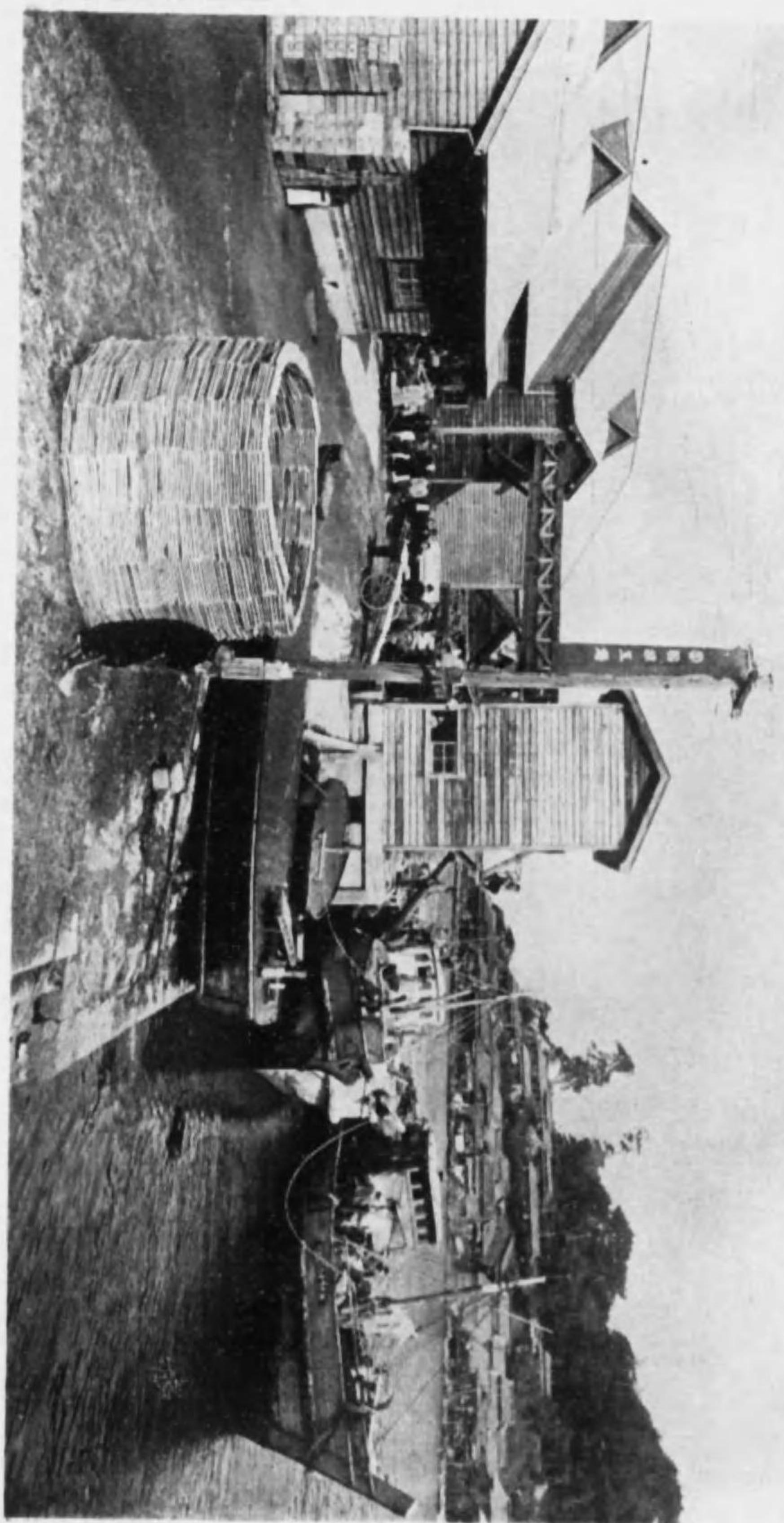


蘇一之場市魚秋



部一之場市魚裁





景光之込積冰碎所氷製屬附

緒

言

秋市は地理的關係に於て極めて有利なる位置を占むるが故に夙に漁業發達し沿海遠洋各種の漁業甚だ隆盛にして殊に大正七、八年以來機船底曳網漁業の勃興は本市漁業史上に一大革命を來たせり。其の漁業經營方法は全然舊套を脱し組織的資本事業化するに至りたるは本市産業上特筆に値すべきものなり。

一面定置漁業たる大敷漁業に於ても近時著しく進歩發達し其の業績大に見るべきものあれば加ふるに飼飼付漁業併に發展し來り今や水產總額三百萬圓を突破し其の生産額は優に本縣二三位を下らざるの進境に向へり。

本市の水產業斯の如く急激なる發達を遂げたる所以は當業者の自覺に依り科學の利用を需めたるに起因せんば非ざるなり。

夫れ今後の水產業上尙幾多の改良發達と西日本の代表的漁港としての計畫を進め得ば更に一層の進轉を見る事明らかなる所にして本市水產業の前途正に洋洋たるものあり。

本市は取引機關たる魚市場を大正十三年十月より市直營とし以て漁獲物集散の圓滑を計り且つ昭

和七年農林省漁村匡救施設の一助として製氷事業助成金交付の法令發布せらるゝや人時の和を得製氷拾噸冷蔵四噸の能力を有する附屬製氷所を設置し以て一般水産業者の福利を増進し他方今や喧傳せられつゝある本邦食料問題に微力を捧げんとする萩魚市場の内容を普く斯界の識者に提供し以て忌憚なき批判を乞ひ合せて高教を仰ぎ一は斯業將來に處す可き資料たらしめんと欲し斯に上梓することゝせり。憾は急遽稿を起し其の收むる所甚だ粗漫にして此が萬全を期し得ざりしことを!!

昭和十年初春

市立萩魚市場
主事 金子眞一

市立萩魚市場要覽

目次

第一 萩市水産業の大勢	一
第二 萩魚市場の概要	四
一、位置及沿革	四
二、設備	八
三、組織及取引状態	九
四、業績	三
五、獎勵方法	五
第三 附屬製氷所の概要	五
一、位置	五
二、沿革	五

三、設 備	一七
四、取引方 法	一八
五、業 績	一九
第四 關係諸規則並諸規程	二〇
一、山口縣魚市場規則	二一
二、市立萩魚市場業務規定	二二
三、市立萩魚市場職制	二三
四、市立萩魚市場使用條例	二四
五、市立萩魚市場歩戻金交付規定	二五
六、市立萩魚市場附屬製氷所冷藏庫使用條例	二六

以 上

萩市立萩魚市場要覽

第一 萩市水産業の大勢

萩市は山口縣阿武郡の西南部に位し東經西端百三十一度二十三分より東端百三十一度二十六分北緯南端三十四度二十一分より北端三十四度二十三分五にして後方三面に山を負ひ前面に廣闊なる日本海の海棚を控へたる屈指の良漁業根據地にして漁業益々隆盛なり。

而して港北二十五海里の孤島見島に今や漁船避難港の完成を見、其の施設利用の緒につかんか此の方面深海漁場開拓の手足は自ら延びて北進の霸業本市漁民に俟つ可く西は一葦對馬水道を隔てゝ朝鮮諸海に連り延ひて黃海南支那海等の廣漠なる漁場は俊足なる遠洋漁船の活躍によつて本市沿岸よりの距離日々短縮し昔時對馬朝鮮に出漁するを以て遠海と稱せし時代に比し隔世の感あり、尙萩港は舞鶴以西即ち西日本海代表的の要港たり。今や開港場として水陸交通の完成と共に其の進展の機に向へるを以て將來の多忙や思ふに難からざるべし。

海岸は頗る屈曲に富み前面に恭布せる島嶼は海上の風致を添へ其の海岸美亦掬す可きものあり。

海滨は外海の常として急深なれば干瀉少きも岩礁の點在多きを以て定着性水族豊富なるのみならず沿岸は對馬海流の影響を受け回游性魚族夥しく漁業上優勝なるは等しく之を認むる所とす。

今分布水族の主要なるものを擧ぐれば左の如し。

一、魚族

たい、ちだひ、れんこだい、えそ、まいわし、せぐろいわし、うるめいわし、さば、あじ、ぶり、ふか、くろだひ、かれい、いか、やりいか、たこ、しいら、なまこ、あご、いさき、あまだひ

二、貝族

あわび、さざえ

三、海藻類

わかめ、てんぐさ、のり

昭和九年度統計は漁業者數に於て千七百餘人漁船八百八十艘内動力を備ふるもの五百艘に垂んとす近海漁獲高壹百拾萬參千六拾五圓遠洋漁業漁獲高壹百參拾四萬八千壹百八拾七圓、加工品產額六拾五萬圓を突破せるを示すの現況に在り。

今既往十一ヶ年間に於ける漁獲高の變遷を擧ぐれば次の如し。(單位圓)

年	次	漁獲高	年	次	漁獲高
大正十三年	一	二、三七九、二八二	大正十四年	一	二、三八〇、六七八
昭和元年	二、三八七、〇三五	昭和六年	二、〇三〇、四八五		
昭和二年	二、六二五、七三九	昭和七年	一、八七九、三三七		
昭和三年	二、五一四、四五三	昭和八年	二、三四〇、八五三		
昭和四年	二、四〇九、九〇二	昭和九年	二、四五一、二五〇		
昭和五年	二、一四〇、二〇〇				

本市漁業中主要なるものを擧ぐれば機船底曳網、鰯流刺網、鰯落網、鰯飼付、鰯建網、各種延繩及一本釣等なり。

而して大正七、八年來著しき勃興を來せる機船底曳網は當局の取締と共に益々堅實に其の發展を促し、今や其の數三拾組を算し漁業區域の擴大に伴ひ船型亦次第に増大せんとするの傾向にあり。以上の外小型發動機漁船著しく増加し其の成績甚だ良好にして沿岸沖合漁業の趨勢を劃し前途彌々多望ならんとす。

第二 萩魚市場の概要

一、位置及沿革

(1) 萩魚市場及各支場の位置

萩魚市場は大正十三年十月六日より萩町の直営事業となり其の後昭和七年七月一日市制施行に伴ひ市立萩魚市場となる。

位置は日本海に面する山陰本線に沿ひ玉江驛より三キロ萩驛より二キロ弱東萩驛より一キロ弱の地點にありて長門峽の下流即ち阿武川の川口なる萩市濱崎町にあり、河口及姥倉運河の兩所より日本海に通じ岸壁は裕に百噸程度の機械船を繫留する事を得常に二十組以上の底曳網機船の根據地なり。

本魚市場は漁業者の便を計り天然水族館として有名なる越ヶ濱及斯の譽れ高き「青年宿」を有する玉江浦に各支場を設け本場に於て事務を統轄し取引の圓滑を計る。

(2) 萩町として魚市場開設許可を受くるに至る迄の経過

萩魚市場の起源は萩開府當時藩公へ上膳の鮮魚を精選せしむる爲め近海の魚類を一ヶ所へ集め此の内より選上し餘分は一般の者へ隨時販賣せしめられたるに始まり隨つて賣場は始め藩公の居城に近き魚の店と稱する處にありたれども享保年間現在の位置へ移轉し三十餘名の問屋に

(3) 魚市場を直営事業となすに至るまで

大正二年十一月魚市場開設許可を得たるより本縣の方針に従ひ萩町財源に充つる爲め請負規程を設け一定の期間を定め之を入れにより請負はしめ居たり。

然るに大正七、八年以來機船底曳網漁業の勃興を一轉機として漁業の機械化は自ら漁業區域の擴大を伴ふものあるを以て日本海方面の漁業者は北海の孤島見島に漁船避難港の設置を要望する事久しく爲に山口縣は大正九、十年度に亘り是が實地調査を爲し翌年縣會の議決を經て大正十二年より三ヶ年繼續事業（後に四ヶ年に繰延）として著手せるが其の工費三十五萬圓中六割強は阿武、大津、豊浦三郡の水產會より寄附す可き案にして就中阿武郡は其の關係最も深く九萬圓の負擔を割宛てられたり。然るに恒産乏しき水產業者は到底其の負擔に堪えずして大正十三年度に至るも厘毛の寄附收入なきため縣は工事計畫を縮少する事になり大正十四年通常縣會の決議を了せるが其の結果工費總額十四萬圓にして寄附額も自然減額せり。

是よりさき前記三郡水産會の寄附額未だ減少せられざる期間は到底多大の負擔に堪ゆ可くもあらず爲めに荏苒時日を経過せしが縣當局の追究止み難く爲に阿武郡水產會は阿武郡漁業組合聯合會として最も有望と認めたる萩町に漁獲物共同販賣魚市場を開設せしめ其の利益より該寄附金を撥出せむとし大正十三年三月總會を開き規約中に共同販賣事業を爲す事及之に附帶したる條項を加へ直ちに知事に出願したる處間もなく其の許可指令に接したるを以て更に四月萩町小畠浦に漁獲物共同販賣魚市場の設置許可願を提出し超えて四月末には未だ其の開設の許可なきに係はらず同所に魚市場類似行爲を開始し大いに萩魚市場に對抗せり。然るに聯合會は是が爲めに多大の損失を招けるのみならず共同販賣魚市場の許可見込なき事漁業者の結束不可能に陥りし事及縣當局の諭示ありたる事等に依り遂に計畫を挫折するに至れり。

叙上の問題勃發以來萩町は町立魚市場の業務を改善して賣買當事者の福利を増進し一面許可期間を延長して安定を圖るため左の方針に向ひ是が方途を講ずる事とせり。

- 一、請負契約を解除し業務の一切を萩町の直營に移す事
- 二、普遍的獎勵方法を講じ以て賣買當時者の福利を増進する事
- 三、市場の設備を改善する事
- 四、許可期間の延長を申請する事

右の内請負契約解除の方針に出でしは請負は一定の業務請負規定に依り契約するものなるを以

て之を解約せざる限り徹底したる業務の改善をなす事能はざるが爲めなり。
而して以上四項の實施狀態左の如し。

- 一、市場業務は大正十三年十月五日限り契約を解除し同月六日より之を町の直營に移したり
- 二、賣込人に對する歩戻金（獎勵金）は從來請負人より機船底曳網漁業者及大島大謀網に對してのみ從價一步五厘を交附せしを町は同步合を賣込人全般に交附する事とせり。
- 三、仲買人歩戻金（獎勵金）は從來賣込高の二步なりしを一步五厘に増額せり（昭和四年度より二分八厘に增加）
- 四、見島避難港修築寄附金に充當せしむる事を條件として其の寄附年度間郡内機船底曳網漁船の賣込高の一步を阿武郡發動機漁船組合（目下阿武郡機船底曳網組合と改稱）へ又其の他の郡内漁業組合聯合會員賣込高の二步を阿武郡漁業組合聯合會へそれべく獎勵金として交附する事とせり。
- 五、市場の設備は事務所の移轉賣場の擴張其の他船付場の改善を爲せり。

- 六、許可期間の更新は大正二十五年（昭和十一年）迄十ヶ年延長の許可ありたり。

尙萩町は大正十二年四月四ヶ内三ヶ村を合併し以て大萩町を建設せる關係上町内に萩、椿東、越ヶ濱、玉江の四ヶ所に魚市場存在せしも萩魚市場を町直營移管以來椿東は之を休止し殘る二ヶ所の漁業組合共同販賣魚市場中越ヶ濱は之を昭和二年二月玉江は昭和三年四月共に漁村の啓發と町

治の關係上町營に移管し昭和七年七月一日市制施行に依り萩市直營事業とせり。以上の如き改善施設に依り萩魚市場は一般關係業者間の絶大なる共鳴と後援とを享けて大いに面目を一新し請負制度時代の情弊を一掃して其の成績を向上しつゝ現在に及べり。

二、設備

本市場の設備は明治初年の建設なれども大正十三年十月萩町の直營として開設以來數回に亘り數萬圓の工費を投じて設備の完成に努め敷地はコンクリートにて堅め建物は木造瓦葺及スレート葺にて電動式井戸をも完備し居れり今場内の敷地及建坪を表示せば左の如し。

(1) 萩魚市場

敷 地	四五二坪
事務所	階下 一五坪 階上 二八坪
倉 庫	一八坪
仲買事務所	階上 共各七坪 階下 一棟
自轉車置場	六坪
(2) 越ヶ濱支場	一棟
敷 地	五三坪

事務所及倉庫

(3) 玉江支場	二二坪 一棟	耀場 三〇坪 一棟
事務所	六坪 一棟(二階建)	耀場 二七坪 一棟

三、組織及取引状態

仲買業者は相當の資格者中より之を指定し本場及各支場別に契約書（萩市立魚市場業務規定第十一条参照）を提出せしむる事とし現在本場の指定仲買人數百貳拾名、越ヶ濱支場六拾名、玉江支場八拾五名なり而して本市場指定仲買人は一團となり萩海產物組合を組織し一方賣込人は之を便宜上大別すれば阿武郡漁業組合聯合會員（一般沿海及沖合漁業者）阿武郡機船底曳網組合員（機船手繩網漁業者）及其他郡縣外の漁業者及水產物取扱業者にして共に業務規定（別項参照）に基き市は市場管理のため主事以下四拾餘名の係員を置き以て公平なる競賣法に依り迅速確實の取引を實行して毎年正月及孟蘭盆に各二日宛の外無休の活動を續け居れり。

四、業績

萩町が萬難を排し率先して魚市場直營斷行の大事業を敢てせしは前述の如き副因ありと雖も要は

時勢の推移を洞察して一般水産業者の福利を増進せんとする主方針にありて其結果は左記最近に於ける決算内容に依り自ら判明する所なり。

歲入決算（經常部）

(魚市場ノ部)

經常部歲出決算

(魚市場ノ部)

經常部計	八八、四九七	臨時部歳出決算	
魚市場營繕費	三、七〇〇	訴訟費	一〇九、一九三
河岸修繕費	一五五	臨時部計	一一三、七五六
歳出合計	三、七〇〇	歳出合計	一〇四、八五六
歳入出差引残金	九五六	歳入出差引残金	九一、七七一
翌年度繰越金	四八〇	翌年度繰越金	八四、八三四
八、六五三	九五六	八、六五三	七七、一二三
九、二九七	一、一三〇	九、二九七	九三、五一二
五、八三〇	一、二二、三三三	五、八三〇	一〇一、三六六
一、六八	一、二四、七二三	一、六八	一一〇、一九九
一	一、二〇五、三三六	一	一一一、一九九
六三	九、七七一	六三	一一一、一九九
一	八六、七三三	一	一一一、一九九
七九、六一八	二、四九五	七九、六一八	一一一、一九九
四、三四二	九三、五二二	四、三四二	一一一、一九九
	一〇一、八〇一		一〇一、三六六
	四五五		

備考 昭和九年度ニ計上セル數字ハ豫算金額ヲ以テセリ。

五、獎勵方法

魚市場手數料は一割口錢を普通とせるも當市場は從來復雜なる慣習上已むを得ず賣込人に對し賣上高に對する千分ノ百十を使用料として徵收するは多少過重の如く見ゆるも左に示す獎勵により

ても千分六十五は諸種の方法に依りて交付し他に比類なき口錢率を以て之れを取扱ひ且つ昭和七年度末よりは莫大なる資金を投じ關係業者の爲め製氷事業を起し安價なる製氷の供給と冷藏保管の施設を完備し以て魚價の高上と關係業者との福利増進を計り益々市場直營事業たる本能を發揮せんとす。

獎勵は左の方法にて二重三重の交付をなす。

- (1) 歩戻金として交付
- (2) 特別獎勵として交付

◎歩戻金の交付
を受くる者

一、賣込人 <small>(賣上高金)</small>	一、一般委託者	千分ノ十五
二、機船底曳網組合員	千分ノ八	
三、市内各浦漁業組合	千分ノ二十	
但し小畑浦漁業組合	千分ノ四十	
二、指定仲買人 <small>(買上高金)</small>	一、萩魚市場仲買人	千分ノ二十八
二、各支場仲買人	千分ノ二十五	

- 一、一ヶ年間賣上高に對する獎勵
二、機船底曳網に對する獎勵
三、半ヶ年間賣上高に對する
四、其他特別の場合
- （一）賣込の都度の高金に依るもの
（二）一ヶ月賣上高金に依るもの
（三）第一項を除きたる動力付漁船に對する者
（四）第二項を除いたる動力付漁船に對する者
（五）地曳網大謀網及流網類に對するもの
（六）和船小手繩網其他小型漁船に對するもの
（七）漁船建造の際進水當日相當の金品贈呈
（八）大謀網は毎年網入の際御酒代贈呈
（九）漁人遭難其他特別事項に接したる際見舞其他
- （一）特別獎勵の交付を受くるもの

第三 附屬製氷所の概要

一、位置

萩魚市場附屬製氷所は萩魚市場に接近し市場に通する道路に沿ひ碎氷室は岸壁に臨み海陸氷の積込み最も便利なる位置にあり。

二、沿革

從來萩市に於ける製氷事業は幾多の變遷ありたるも現在に於ては大日本製氷株式會社（日本食料工業株式會社と改稱）の獨占事業となり、萩魚市場の對岸地なる香川津（姥倉運河の中央河岸に接近せざる地）に工場を設置し今尙營業を繼續し來れり。

萩市に於ては大正七、八年機船底曳網漁業は急速なる發展に伴ひ漁獲高增加著しく氷の消費量も従つて激増せり。一方會社側に於ては獨占事業なる爲め價格に於ては食用雜用を不問下關方面の價格の比を度外視し一噸に付き金十圓以上となし剩へ量の上に於ても暴利を貪り居たること幾久し。

一面需要者側に取りては氷の爲め多額の費用を消す爲めに各事業經營上非常なる困難を感じ再三

再四氷價格引下げ運動を起したるも會社側は頑として其の要求に應ぜざりき。需要者側には此の苦痛を免れんが爲め製氷事業の計畫を進めたること數度に及べるもののが實現を見るに至らず愈々窮地に陥りたり、然る處大正十五年に至り秋魚市場は見島避難港の寄附金を完済したり其後寄附に對する積立は魚市場事業資金の積立金となし之れに力を得て魚市場當業者は賣買關係業者と相計り新に製氷事業を企圖し若々其の計畫を進め先進地の細密なる調査を終り既に具體化せんとするや會社側より氷値引下（下關方面立値の一割増）要求に應すべきを條件とし製氷事業計畫の中止の運動を起し遂に一時中止の止むなきに至れり。

爾來年月を経るに従ひ益々氷の需要を増加し來れり然れ共會社側に於ては氷價引下條件なるものは製氷事業計畫を斷念せしむる方便とせるのみにて其の誠意認むべき點は寸毫もなく却て不利不便を感じること甚し。

昭和七年七月一日萩町は一新し市制を布き豊田初代市長就任せらるゝや時恰も農林省に於ては漁村匡救施設の一助として製氷事業助成金交付の法令發布せられたり、市長は魚市場金子主事及市場關係者と相計り需要者側の切なる要求に従ひ好機逸せず製氷計畫を立て幾多の困難に遭遇したるも市長及各關係者不斷の努力に依り遂に多年の宿望を達し茲に製氷十噸冷藏四噸の能力を有する製氷所を作り昭和八年四月二十四日落成し茲に萩魚市場附屬事業となせり。

三、設備

製氷所はアムモニヤ膨張式にして機械室製氷室貯氷庫を一棟とし碎氷所は道路上高架橋に依リエレベーターに依り揚氷送氷をなす。

碎氷は海陸共に積込みに便利にして製氷所魚市場間はレール線に依り鮮魚及氷の運搬に利用せしむる貯氷庫の一室は鮮魚其他の冷藏庫とし使用せしむ。

日進月歩の今日斯界に於ける設備の改革は競争場裡に於て現在設備を以て満足すべきものにあらず。

將來事業經續上の種々なる困難、ドライアイスの完成或は冷凍化の時代も豫想せられ創業當初の業績にも示す如く是等の落伍者たるを免れんが爲め償却費積立をなし以て時勢に並行せんとす。今現在使用せる建物を左に

建物總坪數 一一〇坪三三一

一、製氷室 二七・八三一

一、機械室 一三・五〇〇

一、貯氷庫（一、二、三號倉庫とし三號を冷藏室とす）五一・二五〇

一、廊下 四・五〇〇

一、事務所	八・七五〇	木造スレート葺平家建一棟
一、碎氷所	三・二五〇	木造亞鉛葺二階建一棟
一、便所	一・二五〇	木造亞鉛葺一棟

以上の總工費 四三、〇〇〇圓を要したり。

四、取引方法

昭和八年四月十一日飲食用外氷製造販賣營業の認可を得同月二十三日販賣を開始せり。昭和九年七月五日更に右外用氷を飲用氷と變更認可ありたり。

取引先に就ては萩魚市場賣買關係業者を主賓とし次を一般市民とし取引をなす。
然れども過去二ヶ年間の業績により魚市場賣買關係業者のみの需要に不足を告げたるに依り製氷所は特に需要者の便宜を計り他方面より製氷の買入れをなし之れを補給し一方販賣の制限をなし漸くにして供給の緩和をなしたり毎年氷の不足を告ぐべき六、七、八、九月は盛夏期を控へ製氷界としては收獲期にて最も賣行良好にして且つ高値を唱ふべき時にして當所も過去此の期に於て氷不足となり補給方法に就き辛酸を嘗め他方面より高値氷を得之れを安價の一法律段にて供給せら爲め其の值開きと運賃及溶解量とに於て多大の損失あるにも拘不斬需要者に對し供給に細心の注意を以て常に努力せり。

氷代金の徵收に關しては總て現金取引となす、然れども魚市場指定仲買人に限り魚市場取引方法を準用せり。

五、業績

製氷所開業は日淺き爲め業績として見るべきものなけれども昭和八年四月二十三日開業以來約二ヶ年間前項に於て述べたる如く六、七、八、九月に於て製氷高に於て需要不足を生じたり、然れども八年度創業當時に於て從來大日本製氷會社に對する需要者の反感と創業人氣とにより一頓五圓七十錢に對し會社側に於ては三圓五十錢を唱へたるも需要者側の要望により設立したる市營製氷所なるが爲め製氷所の不利益は直接市民（需要者）の不利となり製氷所保護の爲めにも必死の活動振りを表はし市營製氷所の賣行きは豫想外の數字となり珍現象なる好成績を呈したり、然れども好成績は樂觀を許さず初年度は從來諸種の關係にもより又九年度に於ては全國的の旱魃に依る供給不足にて斯業者の福音たる年なれども萩市に於ては營利會社と兩立對抗の形にありて將來經營上に關しては相當將來を畫策し大に警戒を要すべきなり。

然れども將來萩市に於ける製氷は現在の二個所にては盛夏期に於て需要に應じ難く販路に於ては尙擴大すべきを豫想せらる、然らば營利會社と對立上經營上の周到なる注意と盛夏期に於ける製氷在庫の關係及最も安價なる製氷等に留意し需要者の便を計るは將來製氷所業績も向上せんと

す。今参考とはならざるも過去二ヶ年間に於ける業績左の如し。

附屬製氷所業績の一節

一、昭和七年

設置費四三、〇〇〇圓を要したるも營業せず。

一、昭和八年度

償却積立金として一、五八〇圓をなし三、〇八五の繰越をなす。

一、昭和九年度

償却積立金として一、五一三圓とし三、五〇〇圓の繰越を裕になすべき豫算

年 度	製氷製造數量	販賣數量	摘要	要
昭和八年度	三、六六〇噸	三、八三八噸	不足時に於て補給氷三七五噸の買入をなす	
昭和九年度	四、〇七八	四、〇三二	不足時に於て補給氷一二三〇噸の買入をなす	

備考 氷不足時六、七、八、九月には販賣制限をなしたり。魚市場關係業者の外絶對に販賣を停止し現今迄は一般市民への供給をなさず。

第四 關係諸規則並諸規程

一 山口縣魚市場規則

第一條 本則ニ於テ魚市場トハ水產動植物ヲ競賣方法ニ依リ取引ヲ爲ス目的ヲ以テ開設スル市場及多衆集合シテ水產動植物ヲ賣買セシムル目的ヲ以テ開設スル市場ヲ謂フ

第二條 魚市場ヲ開設セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クヘシ第二號乃至第七號ノ事項ヲ變更セムトルトキ亦同シ

一、開設者ノ住所氏名生年月日法人ニ在リテハ其ノ所在地、名稱及代表者ノ氏名
二、魚市場ノ名稱

三、魚市場ノ位置面積及附近一キロメートル以内ノ見取圖

四、開設ノ時期

五、市場構造設備ニ關スル設計圖

六、業務規程

七、事業計畫書

八、第十條但書ノ場合ニ於テハ其事由書及關係約款

第三條 魚市場ノ構造設備ハ概ね左ノ標準ニ依ルヘシ但シ水面ニ於テ主トシテ活魚ヲ取引スル魚市場ニ在リテハ知事

ノ承認ヲ經テ本條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

一、採光換氣ニ適シ場内土間汚水溝渠及污水溜等ハ不透質ノ材料ヲ以テ築造シ且溝渠污水溜ニハ覆蓋ヲ設タルコト

二、污水ハ溝渠ニ依リ之ヲ污水溜ニ排除スルコト

三、場内ニ洗滌用水ノ設備ヲ有スルコト

四、日光ノ直射ヲ避クルニ足ル設備ヲ有スルコト

前項ノ外知事必要アリト認ムルトキハ特ニ施設ヲ命スルコトアルヘシ

第四條 魚市場業務規程ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ

一、取引ノ方法

二、手數料金ノ歩合及其收受方法

三、歩戻ヲ爲ス場合ハ其ノ歩合及交付方法

四、賣買代金ノ收受方法

五、開催ノ時刻

六、備付クヘキ帳簿ノ種類及其記載方法

七、前各號ノ外必要ト認ムル事項

第五條 魚市場開設許可期間ハ市町村市町村組合漁業組合及產業組合ノ開設ニ係ルモノヲ除ク外五年以内トス
期間滿了後更ニ之ヲ繼續セムトスル者ハ少クトモ滿了ノ日ヨリ一月前ニ出願ヲ爲シタルトキハ出願ノ前後ヲ間ハス私人ニ先チ之ヲ許可ス

第三號乃至第七號ノ事項中異動ナキモノニ限り省略スルコトヲ得

第六條 魚市場ハ一市町村一箇所トス但シ土地ノ狀況其ノ他公益上必要ト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七條 市町村市町村組合漁業組合及產業組合ニ於テ魚市場開設ノ出願ヲ爲シタルトキハ出願ノ前後ヲ間ハス私人ニ先チ之ヲ許可ス

第八條 魚市場ノ構造設備竣工シタルトキハ所轄警察署ニ届出テ其検査ヲ受クヘシ

第九條 魚市場ハ他人ニ譲渡スルコトヲ得ス但シ相續ニ依ル承繼ノ場合二十日以内ニ知事ニ届出ヲ爲ストキハ許可ノ効力ハ其ノ相續人ニ及フモノトス

第十條 魚市場開設者ハ他人ヲシテ魚市場ノ業務ヲ爲サシムルコトヲ得ス但シ特別ノ事由ニ因リ知事ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニアラス

第十一條 魚市場ノ賣買取引ニ用フル體質ノ呼聲ハ圓錢又ハ貫匁ノ十進法ニ依ルノ外符牒又ハ暗號ヲ用フルコトヲ得ス但シ既ニ開設ノ許可ヲ受ケタルモノニ在リテハ其期間中ハ之ヲ妨ケス

第十二條 魚市場ノ開設廢止及繼承アリタルトキ及第一條第二項ノ區域指定ノ場合ハ之ヲ告示ス

第十三條 魚市場開設者ハ業務上左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

一、名義人ノ何タルヲ不問委託者ヨリ手數料以外ノ給付ヲ受クルコト

二、制限禁止ノ水產動植物及腐敗其ノ他衛生上危險ノ處アルモノヲ取引スルコト

第十四條 魚市場開設者ハ常ニ市場ヲ清潔ニシ秩序ヲ保持スヘシ

第十五條 魚市場開設者ハ魚市場中見易キ處ニ手數料其ノ他取引上必要ナル事項ヲ掲示スヘシ

第十六條 魚市場開設者臨時ニ休業爲サムトスルトキハ所轄警察官署ニ届出且豫メ公衆ノ見易キ處ニ掲示スヘシ

第十七條 左ノ場合ニ於テ魚市場開設者ハ七日以内ニ知事ニ届出ツヘシ
一、魚市場業務ノ開始

二、氏名ノ變更

三、解散廢業

四、第十八條ノ規程ニ依リ許可ノ効力ヲ失ヒタルトキ

第十八條 左ノ各號ノ一一該當スルトキハ魚市場許可ハ其効力ヲ失フ但シ特別ノ事由ニ因リ豫メ知事ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限りニ在ラス

一、許可ヲ受ケタル日ヨリ一月以内ニ業務ヲ開始セサルトキ

二、引續キ二十日以上休業シタルトキ

第十九條 當該官吏ハ魚市場ノ事務及業務ニ關スル帳簿其他ノ物件ノ検査ヲ爲スコトアルヘシ

第二十條 監督上必要アル場合ニ於テハ市場ノ位置構造設備及業務規程ノ變更其ノ他ノ事項ヲ命スルコトアルヘシ

第二十一條 魚市場開設者本則又ハ本則ニ基キテ發スル命令ニ違背シ又ハ公ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ左ノ處分ヲ爲スコトアルヘシ

一、業務ノ停止

二、許可ノ取消

三、第十條但書ニ依ル認可ノ取消

第二十二條 魚市場開設者左ノ各號ノ一一該當スルトキハ料料ニ處ス

一、許可ヲ受ケシテ第二條第一項第二號乃至第七號ノ事項ノ變更ヲ爲シタルトキ

二、第八條乃至第十一條及第十三條乃至第十七條ニ違反シタルトキ

三、第十九條ニ依リ臨檢シタル官吏吏員ニ對シ不實ノ申知ヲ爲シ又ハ隔極ヲ拒ミタルトキ

四、虛偽ノ報告又ハ記載ヲ爲シタルトキ

第二十三條 許可ヲ受ケシテ第一條ニ該當スル市場ヲ開設シタル者又ハ第二十一條ニ依ル停止期間中及第十條但書ニ依ル認可ノ取消ヲ受ケタル者業務ヲ爲シタルトキハ五拾圓以下ノ罰金又ハ拘留ニ處ス

第二十四條 魚市場開設者ニシテ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ第二十二條及第二十三條ノ罰則ハ其法定代理人ニ適用ス但シ其業務ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限りニ在ラス

第二十五條 市場開設者ハ其代理人、戸主、家族、同居人又ハ雇人其ノ他ノ從業者ノ行爲ニシテ其業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス

第二十六條 法人ノ處罰スヘキ場合ニ於テハ法人ノ代表者ヲ處罰ス

第二十七條 本則ニ基ク願書回書ハ所轄郡市役所警察官署及町村役場ヲ經由スヘシ

附 則

第二十八條 本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十九條 明治四十四年十月山口縣令第六十三號魚市場取締規則ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第三十條 從前ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルモノハ本則ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス（大正十四年七月廿四日）

一 市立萩魚市場業務規定

二六

第一章 總 則

第一條 本市場ハ漁獲物集散ノ圓滑ヲ圖リ賣買當事者ノ福利ヲ増進シ併セテ之ニ附帶シタル必要ナル施設ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二條 市立萩魚市場ハ左ノ三箇所ニ之ヲ配置ス

一、萩魚市場

萩市大字濱崎町一三七番地

二、萩魚市場越ヶ濱支場

萩市大字椿東六四四六番地ノ一

三、萩魚市場玉江支場

萩市大字山田五〇〇八番地

第三條 本市場ハ毎日左ノ時間ニ之ヲ開設ス但シ時宜ニ依リ臨時開設又ハ休場シ若ハ開設時間ヲ變更スルコトアルヘシ此ノ場合ハ豫メ構内ニ其ノ旨ヲ告示ス

自 三月一日 至 五月三十一日 午前六時三十分

自 六月一日 至 八月三十一日 午前六時

自 九月一日 至 十一月三十日 午前七時

自十二月一日 至 二月末日 午前七時三十分

第四條 本市場ハ漁獲物賣買當事者ノ福利ヲ増進スル爲附帶事業トシテ製冰所ヲ設置ス
製冰所ハ漁業用水ノ配給並漁獲物ノ冷蔵ヲ取扱フモノトス

第五條 製冰所ノ名稱及位置左ノ如シ

萩魚市場附屬製冰所

萩市大字濱崎町第百三十七番地第百三十七番地ノ一及二

第六條 製冰所ノ開設時間ハ第三條ノ規定ヲ準用ス

第二章 取引方法

第七條 買賣ハ耀賣方法ヲ用ヒ耀人ノ宣言ニ依リ最高價格ヲ以テ決定ス

賣込人買受人ハ市場係員ニ於テ正當ノ理由アリト認ムル場合ノ外之ニ對シ異議又ハ取消ヲ申立ツルコトヲ得ス但シ競賣ノ結果賣込人ニ於テ豫メ指定セル價格ニ達セサルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項賣買方法ハ時宜ニ依リ評價賣買ニ依ルコトアルヘシ

第八條 販賣ハ賣込人ノ著場順ニ依ル但シ賣込人ノ同意アリタルトキ若ハ市場係員ニ於テ必要ト認メタルトキハ此ノ限リニ在ラス

同時ニ二人以上ノ賣込人アリタル場合ハ抽籤ニ依リテ之ヲ決ス

第九條 買込人ハ一般漁撈者及水產物取引業者トス

買受人ハ市長ノ指定シタル仲買人其ノ代理人又ハ市長ノ承認ヲ受ケタルモノトス

指定仲買人ニシテ前項ノ代理人ヲ置キタル時ハ市長ニ届出ツヘシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

第十條 指定仲買人ハ本市場ヨリ毎年度五百圓以上ノ水產物ヲ購入スルニアラサレハ其ノ取引ヲ停止ス但シ市長ニ於テ止ムヲ得サル事情アルモノト認メタル場合ハ之ヲ留保スルコトアルヘシ

第十一條 指定仲買人ハ代金拂込ノ義務ヲ擔保スルタメ市長ノ承認ヲ經タル三名以上ノ連帶保證人ヲ設ケ所定ノ様式ニ依ル契約證書ヲ提出スヘシ但シ有價證券又ハ不動產ヲ擔保ニ提供シ保證人ニ代フルコトヲ得

第十二條 第九條第二項ニ依リ市長ノ承認ヲ受ケントスル者ハ指定仲買人ト連署シタル書面ヲ提出スヘシ前項ニ依リ承認ヲ受ケタル者ハ其ノ指定仲買人ノ名義ヲ以テ水產物ヲ買入ル、コトヲ得此ノ場合ニ於ケル代金拂込ノ義務者ハ指定仲買人トス

第十三條 本市場ハ市立秋魚市場使用料條例ニ基キ左ノ手數料ヲ賣込人ヨリ徵收ス

一、賣買成立セルモノ 賣買價格ノ千分ノ百拾

二、第七條但書ノモノ 離上價格ノ千分ノ五十

第十四條 賣込人及買受人ニ於テ仕切票ニ錯誤アルコトヲ發見シタル時ハ必ス翌日中ニ其ノ旨ヲ本市場ニ申出ツヘシ前項ノ申出期間ヲ過クル時ハ之ヲ拒絕スルコトアルヘシ

第十五條 本市場ニ於テ賣買ヲ爲ス者ハ市立秋魚市場使用料條例並關係諸規程ノ條項ヲ遵守スヘシ

第十六條 本市場ニ供托シタル水產物ハ猥リニ之ニ觸レ贈與交換スルコトヲ得ス

第十七條 賣込人ニ對スル販賣代金ハ所定ノ使用料ヲ控除シ販賣後即日支拂フモノトス但シ賣込人ノ都合ニ依リ即日支拂ヲ爲サ、ルコトヲ得

第十八條 買受人ニ對スル代金ノ勘定期日ヲ毎月六日及二十一日ノ二回トス

買受人ハ前項期日中ニ其ノ前日迄ノ買受代金ヲ完納スヘシ

前項ノ代金ヲ不納シタル買受人ハ其ノ納付ヲ終ル迄ノ間水產物ノ買入ヲ停止シ且延滞金ニ對シテハ第二十條ノ歩

戻金ヲ交付セス

第十九條 漁業用水ノ配給及漁獲物冷藏取扱ニ關スル料金ハ之ヲ告示ス

料金ハ即日納入セシム但シ特別ノ事情ヲ有スル者ニ限り其ノ勘定期日ヲ毎月二回以上トス

前項ノ期日ニ不納シタル者ハ第十八條第三項ノ規定ヲ準用ス

第三章 奨勵方法

第二十條 本市場ハ賣込人及買受人ニ對シ歩戻金ヲ交付ス歩戻金交付ノ方法ハ別ニ之ヲ定ム

第二十一條 本市場ハ賣買當事者優待ノ目的ヲ以テ前條ニ規定スルモノ、外賣買高ノ成績ヲ考査シ相當ノ金品ヲ贈與スルコトアルヘシ

第二十二條 市長ハ本市場業務執行上特ニ功勞アリ若ハ賣買高ノ成績優良ナル者ニ對シ表彰ヲ爲スコトアルヘシ

第四章 職員及會計

第二十三條 本市場ニ左ノ職員ヲ置ク

一、主 一名

市長ノ指揮ヲ受ケ場務ヲ掌理シ諸般ノ監督ニ任ス

一、書記及書記補

上司ノ指揮ヲ受ケ金錢ノ出納諸帳簿ノ整理統計報告其ノ他庶務及販賣ノ事務ニ從事ス

一、技手及助手 若干名

上司ノ命ヲ受ケ技術ニ從事ス

一、雇

若干名

上司ノ命ヲ受ケ魚類ノ運搬配置及場内外ノ洒掃ニ從事ス

第二十四條 本市場ニ協議員ヲ置ク

協議員ハ魚市場ニ經驗アル者ニ就キ市長之ヲ依嘱ス

第二十五條 本市場ニ備付クヘキ帳簿ノ種類ハ左ノ通りトシ其ノ記入方法ハ複記式簿記法ニ依ル

一、元 帳

一、現金仕譯日記帳

前項帳簿ノ外便宜補助帳ヲ設クル事ヲ得

第二十六條 本市場ノ會計ハ別紙様式ニ依リ日報ハ其ノ翌日旬報ハ一日以内月報ハ翌月五日以内ニ市長ニ報告スルコトヲ要ス

第二十七條 本市場ノ會計ハ毎年度三四以上本市場常設委員立會ノ上市長稽査ヲ行フモノトス

第五章 取締方法

第二十八條 本市場ノ職員及買受人ハ其ノ左襟ニ所定ノ徽章ヲ附著スヘシ

第二十九條 衛生上有害ナリト認メタルモノ及山口縣漁業取締規則ニ於テ制限禁止セラレタル水產物ハ本市場ニ於テ取引スルコトヲ得ス

第三十條 勘定期日ノ前後ヲ問ハス買受人及其ノ保證人ノ營業狀態及家政上ニ不審ノ點ヲ發見シ事態危險ナリト認メタルトキハ市長ハ何時ニテモ賣買停止買受代金ノ徵收保證人ノ變更其ノ他適當ノ處置ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 賣込人及買受人其ノ他代理人等ニシテ左記各號ノ一一該當シ戒告ヲ與フルモ尙之ヲ改メサルトキハ其ノ取引ヲ停止若ハ禁止シ又ハ退場ヲ命シ其ノ他必要ナル處置ヲ爲スコトアルヘシ
 一、買受人ニシテ代金ノ支拂ヲ延滞シタルトキ
 二、賣買代金又ハ賣買物件ノ受渡ニ付不正ノ行爲アルリタルトキ
 三、市場事務ノ妨害トナルヘキ行爲アリタルトキ
 四、市場外ニ於テ賣買ヲ爲シタルトキ
 五、其ノ他本規程又ハ本規程ニ基キテ爲シタル處分ニ違背シタルトキ

附 則

本規定ハ昭和七年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

本規定追加改正ハ昭和八年四月十二日ヨリ之ヲ施行ス

規定第十一條ニ依ル指定仲買人ノ契約證書ノ様式左ノ如シ

 收 入
 印 紙
 契 約
 證 書

拙者儀市立秋魚市場仲買人タルコトヲ指定相成候ニ就テハ貴市場業務規程ニ基キテ發セラル、諸規程ノ條項ヲ遵守スヘキハ勿論買受代金ハ御指定ノ期日ニ相違ナク支拂可致萬一不都合ノ行爲有之節ハ如何ナル御處分相成候トモ異議無ク若シ買受代金支拂ニ付仲買人ニ於テ其ノ義務ヲ履行セサルトキハ(保證人ニ於テ履行シ)

(別紙或當物件表示ノ抵當權實行相成モ不苦)決シテ萩市ニ對シ一切損耗相掛申間敷依テ後日ノ爲メ(保證人連帶)契約證書差入候也

年 月 日

住 所

指定仲買人

何

— 住 所 —
某

保證人

三名連署

萩 市 長

殿

抵當物件ノ表示

何縣何郡市町村大字何番地

一、宅 地 何 坪

此ノ賃貸價格何圓

何縣何郡市町村大字何番地

一、木造瓦葺二階家 何 棟

此ノ建坪何坪何合何勺

何縣何郡市町村大字何番地

一、山 林 何段何畝何步

此ノ賃貸價格金何圓

年 月 日

右

何

某印

三 市立萩魚市場職制

第一條 市立萩魚市場ニ左ノ職員ヲ置ク

一、主 事 一 名

一、書記及書記補 八 名

一、技 手 补 五 名

一、雇 六 名

前項ノ外毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ仲仕其ノ他ノ傭員ヲ置クコトヲ得

第二條 主事ハ市長ノ指揮ヲ受ケ書記補以下ノ進退賞罰ヲ專行ス

第三條 主事ハ左ノ事項ニ關シテハ市長ノ指揮ヲ承ケテ之ヲ處理ス

一、書記以下ノ管外出張

一、書記ノ歸省看護轉地療養、私事旅行及除服出仕

一、販賣取引及不用品ノ處分

一、臨時休業及魚市場開設時間ノ變更

一、前各號ノ外重要ナル事項

第四 條 主事ハ左ノ事項ヲ專行スルコトヲ得

一、書記以下ノ事務分掌

一、書記以下ノ市内出張

一、書記補以下ノ歸省看護轉地療養私事旅行及除服出仕

一、魚市場取引上ニ關スル紛議ノ調停

一、場内ノ衛生規律取締ニ關スル處置

一、前各號ノ外輕易ナル事項

附 則

本職制ハ昭和七年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

四 市立萩魚市場使用條例

第一 條 萩市ハ市立萩魚市場ヲ使用スルモノヨリ左ノ使用料ヲ徵收ス

一、賣買成立セルモノ 賣買價格ノ千分ノ百十

一、賣買成立セサルモノ 賣上價格ノ千分ノ五十

第二 條 前條ノ使用料ハ賣込人ヨリ之ヲ徵收ス

附 則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

五 市立萩魚市場歩戻金交付規定

第一 條 市立萩魚市場ニ於テ交付スヘキ歩戻金ノ種類及其ノ歩合左ノ如シ

一、一般委託者(阿武萩都市機船底曳網組合員ヲ含ム)歩戻金 賣上金高ノ千分ノ十五

二、阿武萩都市機船底曳網組合員歩戻金 賣上金高ノ千分ノ八

三、越ヶ瀬漁業組合歩戻金 賣上金高千分ノ二十

四、玉江浦漁業組合歩戻金 賣上金高千分ノ二十

五、鶴江浦漁業組合歩戻金 賣上金高千分ノ二十

六、濱崎浦漁業組合歩戻金 賣上金高千分ノ二十

七、小畠浦漁業組合歩戻金 賣上金高千分ノ四十

八、萩海產物組合員ニ非サル指定仲買人歩戻金 買受金高ノ千分ノ二十五

九、萩海產物組合員タル指定仲買人歩戻金 買受金高ノ千分ノ一十八

但シ越ヶ瀬支場及玉江支場ニ於テ買受ケタルモノニ在リテハ其ノ買受金高ノ千分ノ二十五

第二 條 前條ノ歩戻金ハ其ノ交付スヘキ事實ノ生シタル年度ノ經費ヲ以テ之ヲ支辨ス

第三 條 萩海產物組合員タル指定仲買人歩戻金ハ萩海產物組合長タル個人ヲ以テ債權者ノ代理人ト爲シ其ノ委任狀若ハ委任届ヲ徵付シタル後代理人ニ對シ之ヲ交付ス

第四條 阿武萩都市機船底曳網組合員歩戻金ハ阿武萩都市機船底曳網組合長タル個人ヲ以テ債権者ノ代理人ト爲シ其ノ委任狀若ハ委任届ヲ徵付シタル後代理人ニ對シ之ヲ交付ス

第五條 一般委託者（阿武萩都市機船底曳網組合員ヲ含ム）歩戻金ハ四月ヨリ十一月ニ至ル八箇月分ヲ十二月中ニ於テ十二月ヨリ三月ニ至ル四箇月分ヲ五月中ニ於テ之ヲ交付ス

第六條 第一條第三號乃至第七號ノ漁業組合歩戻金ハ其ノ機船底曳網漁業ヲ除キタル漁獲物ノ賣上高ニ對スルモノハ毎年四月ヨリ翌年三月ニ至ル一箇年分ヲ四月中ニ當該組合長ニ之ヲ交付ス

第七條 萩海產物組合員ニ非サル指定仲買人歩戻金ハ其ノ機船底曳網漁業ヲ除キタル都度之ヲ仕拂フコトヲ要ス但シ指定仲買人ハ歩戻金ノ仕拂ヲ受クルト同時ニ其ノ買受代金ノ千分ノ五ニ當ル金額ニ相當スル保證金ヲ納付スルコトヲ要ス

第八條 萩海產物組合員タル指定仲買人歩戻金ハ其ノ買受代金ヲ納付シタル都度第三條ノ代理人ニ對シ之ヲ仕拂フコトヲ要ス

但シ指定仲買人ハ歩戻金ノ仕拂ヲ受クルト同時ニ其ノ買受代金ノ千分ノ五ニ當ル金額ニ相當スル保證金ヲ納付スルコトヲ要ス

第九條 前二條但書ノ保證金ハ別紙様式ノ契約證書ヲ徵シテ之ヲ保管ス

第十條 第七條及第八條ノ保證金ハ納付ヲ爲シタル日ヨリ滿二箇年ヲ經過シタルモノヲ其ノ會計年度末ニ取纏メ債權者又ハ第三條ノ例ニ依ル代理人ニ返還スルモノトス

第十一條 指定仲買人ニシテ所定ノ期限内ニ買受代金ヲ納付セサル者アルトキハ第九條ノ保證金ヲ以テ其ノ納付スヘキ金額ニ充當シ仍ホ不足ヲ生シタルトキハ之ヲ追徴ス

前項ノ規定ハ指定仲買人ニシテ其ノ買受代金ヲ納付スヘキ債務ヲ保證スル者ニ之ヲ準用ス

第十二條 本規程ニ定ムル歩戻金ノ出納保管ニ付テハ別ニ補助簿ヲ設ケ當ニ其ノ現在額ヲ明瞭ナラシムルコトヲ要ス

附 則

第十三條 本規程ハ昭和七年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十四條 萩市ヲ設置スル以前ニ於ケル歩戻金ノ計算及其ノ出納保管ニ付テハ萩町ニ於テ定ムル所ニ依ル

契約證書様式

收 入 印 紙 契 約 證 書

拙者儀市立萩魚市場指定仲買人（及市立萩魚市場指定仲買人保證人）トシテ萬一所定ノ期限内ニ買受代金ヲ納付セサル場合（若ハ被保證人ニ於テ所定ノ期限内ニ買受代金ヲ納付セサル場合）アルトキハ市立萩魚市場歩戻金交付規程第九條ノ保證金ヲ同規程第十一條ニ依リ處分セラル、トモ聊異議無之候依而爲後日本契約證書差出候也

昭和 年 月 日

市立萩魚市場指定仲買人

氏

三七

名 ㊞

備考 本契約證書ヲ差出シタルトキハ萩市役所戸籍係ニ就キ其ノ印鑑ヲ照合シタル上之ヲ受理スルコトヲ
要ス

六 市立萩魚市場附屬製氷所冷蔵庫使用條例

第一條 本條例ハ市立萩魚市場附屬製氷所冷蔵庫ヲ使用セムトスル者ニ之ヲ適用ス

第二條 冷蔵庫ニ藏置シ得ル物品左ノ如シ

一、鮮魚、鹽魚、乾魚、乾物、蔬菜、果實、鶏卵、鳥獸肉

二、其ノ他市長ニ於テ適當ト認メタル物品

第三條 使用料金ヲ別表ノ通定ム但シ保管物品ノ數量使用面積又ハ使用期間ニ依リ相當ノ減額ヲ爲スコトアルヘシ

第二條第二號ノ物品使用料金ハ其ノ都度市長ニ於テ之ヲ定ム

第三條ノ二 冷蔵庫ヲ使用セムトスル者ハ市長ニ申出テ承認ヲ受クヘシ

第四條 使用料金ハ使用ノ承認ヲ受ケタルトキ之ヲ納付スヘシ但シ市長ニ於テ相當ノ事由アリト認メタルトキハ之ヲ

分納セシメ或ハ出庫ノ際之ヲ納付セシムルコトアルヘシ

第五條 既納ノ料金ハ之ヲ還付セス但シ市長ニ於テ相當ノ事由アリト認メタルトキハ此ノ限りニアラス

第六條 算出シタル使用料金ノ錢位未滿ノ端數ハ錢位ニ満タシム其ノ總額カ一錢未滿ナルトキハ總テ一錢ニ繰上クルモノトス

第七條 前條ニ定ムルモノ、外使用料金ノ計算方法左ノ如シ

一、入庫當時ニ於ケル物品ノ重量ハ個數ニ依リ容器若クハ包裝ノ儘計算ス

二、壹個ノ重量十匁未滿ノモノハ十匁ニ繰上ケ計算ス

三、使用期間ハ二十四時間ヲ以テ一日トシ一日未滿ノ端數ハ一日ニ繰上ケ計算ス

第八條 市長必要ト認ムルトキハ係員ヲシテ藏置物品ノ検査ヲ爲サシムルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ使用者ハ検査及検査ノ立會ヲ拒ムコトヲ得ス

第九條 左ノ各號ノニ該當スルトキハ市長ハ申込ニ對シ使用保管ヲ拒絕スルコトアルヘシ

一、冷蔵保管ノ價值ナキ物品ト認メタルトキ

二、在庫品多數ニシテ藏置スル餘地ナキトキ

三、保管物力他ニ損害ヲ及ホス虞レアリト認メタルトキ

第十條 市長必要ト認ムルトキハ使用者ヲシテ其ノ物品ノ保管ニ付必要ナル處置ヲ執ラシムルコトアルヘシ

第十一條 使用者ハ自己ノ責ニ歸スヘキ事由又ハ保管物品ノ性質般疵若クハ損敗ニ因リ冷蔵室又ハ他ノ物品ニ損害ヲ及ホシタルトキハ之ヲ賠償ノ責ニ任スヘシ

第十二條 左ノ各號ノニ該當スルトキハ市長ハ保管物品ノ出庫ヲ命スルコトアルヘシ

一、本條例ニ違反シタルトキ

二、保管物品力他ニ損害ヲ及ホシ又ハ及ホス虞レアリト認ムルトキ

三、其ノ他市長ニ於テ保管上又ハ公益上必要アリト認ムルトキ
使用者前項ノ命令ヲ受ケタルトキハ指定ノ期間内ニ其ノ物品ヲ引取ルヘシ

第十三條 左ノ各號ノ一一該當スルトキハ市長ハ其ノ保管物品ヲ適宜ノ方法ニ依リ處分スルコトアルヘシ

一、前條ノ義務ヲ履行セサルトキ

二、住所不明其ノ他ノ事由ニ依リ使用者ニ前條ノ命令ヲ通告スルノ暇ナク且臨機ノ處置ヲ要スルトキ

三、天災事變其ノ他ノ事由ニ依リ前條ノ命令ヲ通告スルノ暇ナク且臨機ノ處置ヲ要スルトキ
前項ノ場合其ノ處分ニ要シタル費用ハ之ニ依リテ得タル金額ヨリ控除シ殘額アリタルトキハ使用者ニ交付シ不足

ノ場合ハ之ヲ追徴ス

第十四條 前二條ノ事由ニ依リ使用者損害ヲ蒙ルコトアルモ本市ハ其ノ責ニ任セス
本條例ハ公布ノ日ヨリ施行ス

附 則

別表

冷蔵庫使用料金

種別	單位	一日料金	一週間ヲ超ユル一日料金	二週間ヲ超ユル一日料金
鳥 鶏 蔬 菜 實 物 魚 魚 魚	トロ函 発動函 一 箇			
獸 肉 卵 菜 實 物 魚 魚 魚	十 匹 匹 匹 匹 匹 匹 匹			
	付 付 付 付 付 付 付 付	二錢五厘 二錢五厘 二錢五厘 二錢五厘 二錢五厘 二錢五厘 二錢五厘 二錢五厘	三 錢 錢 錢 錢 錢 錢 錢	三 錢 錢 錢 錢 錢 錢 錢

昭和十年五月廿五日印刷
昭和十年六月一日發行

〔非賣品〕

山口縣萩市濱崎町

編發輯行人兼

金子

山口市道場門前一二〇ノ一〇番地

眞國

印刷所同

平佐

大所

印刷

發行所

萩市立萩魚市場

最寄停車場東萩驛

出張所

萩市

本場

電話

電略

主事賣

事務場

山

口

縣

萩

市

場

舍

介

一

附屬製冰所 濱崎
電話 一四七番
出張所 萩市
電話 一六七番
最寄停車場東萩驛
電話 五三一
玉電
越ケ江
又ハ
越ケ濱
支局
支場
出場

終

7
6